

序 章

1. 制度改正の趣旨

我が国の特許出願件数は、平成9年から平成13年の5年間に平均2.9%の割合で増加し、近年は40万件を越える高い水準で推移している。また、審査請求件数についても、ここ数年、出願件数の伸びを大きく上回る割合で増加しており、出願全件のうち最終的に審査請求される出願の比率は、平成7年から平成12年の6年間で約10%も上昇している。この審査請求件数の著しい増加に伴い、審査請求件数と審査着手件数の不均衡が生じ、その結果として滞貨の増大と審査待ち期間の長期化が生じている。

一方、我が国の特許出願の状況を見ると、その大部分は企業や大学等によるものであり、我が国における職務発明の重要性がうかがわれる。特許法第35条が規定するところの、使用者等に職務発明に係る権利の実施と承継について安定的な地位を認め、他方で従業者等には「相当の対価」の支払という形での職務発明に対する適切な評価を保証する制度は、特許制度の根本となる発明者主義の考え方と、職務発明の特殊性の両方を総合的に勘案し、使用者等と従業者等の均衡の中で職務発明を活性化しようとするものである。近年の知的財産に対する国民的関心の高まりを背景に、この特許法第35条の存在が改めて意識され、同条に基づく訴訟が多発するとともに、企業の研究開発投資活動への不安定性の増大や使用者等の報償規程に従業者等が納得感を得ていないなど、その在り方が問われるに至った。

このような認識の下、知的財産行政の中核を担う特許庁は、「知的財産立国」の実現を図るべく、特許審査の迅速化等のために必要な立法措置を講ずるべく、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この改正は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性

が増大している状況にかんがみ、知的財産の迅速かつ適正な保護の要請に対処するため、審査処理の促進、出願人の審査請求行動の適正化による特許審査の迅速化、職務発明に係る対価が適正に定められるようにするための規定の整備といった観点を基本として知的財産制度を見直したものである。

第一に、審査処理の促進を目的として、先行技術調査体制の拡充・効率化のため、特許審査に必要な先行技術調査の外注先の公益法人要件を撤廃し、民間活力の活用を図る改正を行った。

第二に、出願・審査請求行動の適正化を目的とした改正を行った。まず、審査請求に当たり、特定登録調査機関の交付する調査報告を提示した場合、審査請求手数料を軽減することとし、出願人による先行技術調査への意欲向上を図った。また、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入、実用新案登録の存続期間の延長、訂正の許容範囲の拡大を行うことにより、実用新案制度の魅力の向上を図るための改正を行った。その他、特許公報等をより迅速に発信していくため、インターネットを利用した公報発行を可能とするとともに、予納制度利用者の利便性を確保するため、予納された見込額への加算をもって特許料等の返還に代えることができるよう規定の整備を行った。

第三に、特許審査迅速化に必要な基盤の整備・強化を目的として、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務拡大を行った。これにより、対外研修・人材育成機能を強化して優秀な人材、特許庁の任期付審査官等の早期育成を可能とし、また、対外情報サービス機能を強化して企業による研究開発や出願・審査請求段階での効率化に資する特許情報等の提供環境を整備し、研究開発効率化及び審査請求の適正化の支援を図るための体制の構築を行った。

第四に、新たな発明を生み出す環境の整備を目的として、職務発明規定の見直しを行った。

2. 改正法成立までの経緯

特許庁においては、平成15年7月8日に知的財産戦略本部が策定した「知的

財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下「推進計画」と言う。)に基づいて「審査処理の促進」、「出願・審査請求行動の適正化」及び「新たな発明を生み出す環境整備」等に向け、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された特許制度小委員会等において検討を進めてきた。特許制度小委員会がまとめた報告書「職務発明制度の在り方について」、特許制度小委員会特許戦略関連問題ワーキンググループがまとめた中間とりまとめ及び特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループがまとめた報告書「実用新案制度の魅力向上に向けて」は、平成16年1月に産業構造審議会知的財産政策部会に報告され、了承された。

「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて策定され、平成16年2月10日に閣議決定された後、同日第159回通常国会に提出された。同法案は、4月16日に衆議院本会議において趣旨説明及び質疑、4月28日及び5月7日に同経済産業委員会における質疑及び採決を経て、5月11日の本会議において可決された。また、参議院においては同経済産業委員会における5月27日の質疑及び採決を経て、5月28日の本会議において可決され、成立した。

同法は、平成16年6月4日に平成16年法律第79号として公布された、施行期日は平成17年4月1日からと規定されているが、見込額への加算等による特許料等の返還の改正については公布の日又は平成16年4月1日のいずれか遅い日から、指定調査機関制度等の見直し及び独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大についての改正は、平成16年10月1日からと規定されている。なお、同法は平成16年4月1日以降の公布となったため、見込額への加算等による特許料等の返還の改正については公布の日(平成16年6月4日)から施行された。

【特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

〈産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会〉

平成15年

- 1月28日 第5回 最適な特許審査に向けた特許制度の在り方中間取りまとめ（案）、パブリックコメントについて、職務発明に関するアンケート調査結果及び各国における従業者発明制度について
- 2月21日 第6回 特許戦略計画（仮称）の考え方について、発明者の決定について（職務発明関連）等
- 3月18日 第7回 特許戦略計画（仮称）についての基本的考え方、職務発明制度の在り方についての論点整理等
- 5月9日 第8回 職務発明規定の在り方について等
- 6月3日 第9回 職務発明に係る外国特許権等の取扱いについて
- 6月17日 第10回 知的財産推進計画の検討状況・特許戦略計画等について
- 7月8日 第11回 職務発明制度の在り方について
- 8月1日 第12回 職務発明制度の在り方について（その2）
- 9月8日 第13回 職務発明制度の在り方について（その3）
- 10月17日 第14回 職務発明の在り方について（報告書案）
- 12月18日 第15回 職務発明の在り方について（報告書案）等

〈特許制度小委員会実用新案制度ワーキンググループ〉

平成15年

- 7月1日 第1回 実用新案制度の現状と課題について
- 9月12日 第2回 実用新案制度の権利付与対象と存続期間の在り方について
- 10月14日 第3回 特許制度との調整の在り方とその他の検討事項について
- 11月13日 第4回 取りまとめの方向性について
- 12月2日 第5回 実用新案制度の在り方について（取りまとめ）

〈特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ〉

平成15年

- 9月2日 第1回 迅速・的確な特許審査の効果について
- 9月22日 第2回 補正制限の見直し、分割時期の制限の緩和等
- 10月21日 第3回 特許審査の迅速化に向けた特許戦略計画関連問題の検討課題（その2）
- 11月18日 第4回 特許審査の迅速化に向けた特許戦略計画関連問題の検討課題（その3）
- 12月16日 第5回 中間取りまとめ（案）について

平成16年

- 1月20日 第6回 中間取りまとめ（案）について、特許権の効力が及ばない「試験又は研究」の範囲の明確化 等

〈報告書のとりまとめから施行まで〉

平成16年

- 1月29日 産業構造審議会第4回知的財産政策部会（今年度の検討の成果について）
- 2月10日 「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定
同法案第159回通常国会 提出
- 4月16日 衆議院本会議 趣旨説明・質疑
衆議院経済産業委員会 趣旨説明
- 4月23日 衆議院経済産業委員会 参考人質疑
- 4月28日 衆議院経済産業委員会 質疑①
- 5月7日 衆議院経済産業委員会 質疑②・採決・付帯決議
- 5月11日 衆議院本会議 可決
- 5月20日 参議院経済産業委員会 趣旨説明

- 5月25日 参議院経済産業委員会 参考人質疑
- 5月27日 参議院経済産業委員会 質疑・採決・付帯決議
- 5月28日 参議院本会議 可決・成立
- 6月4日 「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」公布（平成16年法律第79号）
施行（予納制度を利用した特許料等の返還）
- 10月1日 施行（指定調査機関制度等の見直し、独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大）
- 平成17年
- 4月1日 施行（特定登録調査機関制度の導入、インターネットを利用した公報の発行、実用新案制度の見直し、職務発明規定の見直し）